

施策マネジメントシート

基本施策名	27情報の積極的な発信と共有・保護	施策 統括課	市長室	氏名	山崎 瞳
政策名	9自治体経営	主な 関係課	情報管理課		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等
・市民 ・行政 ・事業者

② 施策の目的
個人情報適切に保護しながら、市政情報を含む様々な情報を効果的に市民等へ公開・提供・発信し、その情報が積極的に活用されるまちを目指します。

③ 対象指標 (対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 人口	人
イ 市民情報を使用する部課数	部課
ウ	
エ	

④ 成果指標（意図の達成度の指標）数字は記入しない		
名称(展開方向ごとに記載)		
	単位	
1	ア 入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	%
	イ オープンデータとして公開したファイルの数（種類）	件
2	ア 国立市が個人情報 保護を的確に行っていると思う市民の割合	%
	イ	
3	ア	
	イ	
4	ア	
	イ	

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向		目的	手段(具体的な取組内容)
1	情報の発信と共有	市政情報を含む様々な情報を迅速かつ広範に市民等へ公開・提供・発信することにより、市民等による情報の積極的な活用を促進し、情報の共有化を通して市政への市民参加をさらに推進します。	◆社会における情報通信手段の発展に伴い、市報等の紙媒体のさらなる充実とともに、ホームページやTwitter、Line等のSNSの活用を図り、市民のだれもが必要な情報に容易にアクセスし利用することができる環境を整備します。 ◆国立市をより多くの方に知ってもらうため、市内だけでなく、市外へ向けて積極的に市の施策・まちの魅力・くにたちブランド等を発信していきます。 ◆市や市民に影響のある情報を継続的・定期的に収集し、しっかりと分析を行うことで、効率的な広報活動につなげます。 ◆行政情報のオープンデータ化を推進するとともに、その利活用を積極的にPRします。
2	個人情報の保護	市民の個人情報を適切に保護します。	◆先進技術の動向把握に努めつつ、ハード・ソフトの両面から、多面的なセキュリティ対策を推進します。 ◆職員のセキュリティ意識の向上を図るための研修を充実させます。 ◆社会動向や技術動向を踏まえ、情報セキュリティ対策基準等ルールの見直しを定期的に行います。
3			
4			

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R9年度			
対象指標	対象指標	ア	見込み値										目標達成度		
			実績値	75,054	75,466	75,932	75,984	76,282	76,423	76,278					
		イ	見込み値											達成・ 未達成	前年度 比較
			実績値	43	43	43	43	43	43	43					
		ウ	見込み値												
			実績値												
		エ	見込み値												
			実績値												
成果指標	展開方向1	ア	成り行き値												
			目標値			21.0	21.5	22.0	22.5	23.0	23.5	25.5			
			実績値	20.0	21	21.2	20.0	21.9	27.8	—					
			基本計画における 指標の説明又は出典元	入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合											
		イ	成り行き値												
			目標値	1	1	1	1	1	2	3	4	8	達成	向上	
			実績値	0	0	0	0	0	3	5					
			基本計画における 指標の説明又は出典元	ホームページ上にオープンデータとして公開したファイルの延べ数(種類)											
	展開方向2	ア	成り行き値		31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6			
			目標値	39.7	40.8	41.9	43.0	44.1	45.2	46.3	37.8	42.2			
			実績値	31.1	31.4	32.3	30.1	29.5	31.9	—					
			基本計画における 指標の説明又は出典元	国立市が個人情報の保護を的確に行っていると思う市民の割合											
		イ	成り行き値												
			目標値												
			実績値												
			基本計画における 指標の説明又は出典元												
	展開方向3	ア	成り行き値												
			目標値												
			実績値												
			基本計画における 指標の説明又は出典元												
		イ	成り行き値												
			目標値												
			実績値												
			基本計画における 指標の説明又は出典元												
展開方向4	ア	成り行き値													
		目標値													
		実績値													
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
	イ	成り行き値													
		目標値													
		実績値													
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
事務事業数			本数	10	10	7	7	5	5						
施策コスト	事業内 費	財源	国庫支出金	千円											
		都道府県支出金	千円												
		地方債	千円												
		その他	千円	3,670	4,120	4,680									
		一般財源	千円	21,475	24,992	20,724									
	人件費	事業費計 (A)	千円	25,145	29,112	25,404	0	0	0	0	0	0	0		
		延べ業務時間	時間	11,800	12,000	6,895									
		人件費計 (B)	千円	56,495	57,495	34,475									
		トータルコスト(A)+(B)	千円	81,640	86,607	59,879	0	0	0	0	0	0	0		
		トータルコスト(A)+(B)	千円	81,640	86,607	59,879	0	0	0	0	0	0	0		

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)

C:一部の成果指標について目標を達成した

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

C:成果はほとんど変わらない(横ばい状態)

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

○オープンデータの公開は、「官民データ活用推進基本法」の施行を受けて、各自治体で公開がますます進む状況にあるが、政府の構想である「自治体が抱えている地域課題の解決」につながる活用については、先進的な取り組みをしている自治体において有効なものが見えてきていない状況がある。

○個人情報保護については、市の的確に行っていないと思う理由として、「なんとなくイメージでそう思う」との回答が最も多くなっていることから、サイバー攻撃による個人情報流出等のセキュリティ事故の発生等、社会全般の状況に対する意識が反映されていると考えられる。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

【市長室】
一般的な情報発信の方法として、スマートフォンの普及により、ツイッターやLINE、フェイスブックやインスタグラムといったSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)が注目を集めており、多様な手段による情報提供が求められている。

【情報管理課】
・平成14年に国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止し、国立市情報公開条例を制定(行政保有情報を広く市民に公開し、市民の市政参加を推進する目的)、平成17年に指定管理者の情報公開に関する規定を追加した。
・個人情報保護に関しては、高度情報通信社会の進展により、個人情報の保護及び適正な取扱いの確保が一層重要となってきた。個人情報の保護に関する法律の制定により、民間業者が保有する個人情報の取扱いについても一定の義務を課されるなど、個人情報保護に対する意識が高まっている。
・平成14年国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止し、国立市個人情報保護条例を制定、平成17年及び平成24年に個人情報の一層の保護を図るため、罰則規定の強化等の一部改正を、平成27年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の施行に伴い特定個人情報の保護に関する規定を整備するための一部改正を行った。
・平成25年5月に番号法が制定され、平成28年1月から特定個人情報の利用が開始となり、平成29年7月から情報提供ネットワークシステムを利用した他の地方公共団体等との情報連携の試行運用を開始している。同年11月から本格運用がスタートした。
・平成24年7月に決定された国の電子行政オープンデータ戦略、平成27年2月に公表された「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」に基づいた対応を求められている。
・平成28年12月に、官民データの適正かつ効果的な活用の推進を図るため、「官民データ活用推進基本法」が制定され、地方公共団体については、官民データ活用の推進に関し、地域の経済的条件等に応じた施策の策定・実施が求められている。
・令和3年5月に、デジタル改革関連法案が成立し、国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進していく「デジタル庁」が創設された。また、個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から全ての地方公共団体に適用されることとなったため、現行の国立市個人情報保護条例を廃止し、

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

・市内掲示板をより活用した情報提供の要望があった。
・令和3年第2回定例会市議会一般質問で、市報点字版の表紙に点字表記の要望があった。また、市長メッセージ動画への手話通訳の要望があった。
・平成29年第2回及び令和3年第1回定例会市議会一般質問で、オープンデータの推進について要望があった。
・令和3年第2回定例会市議会一般質問で、今後予定される個人情報保護条例の見直しについて、現行規定を尊重してほしい旨の要望があった。
・令和3年第3回定例会市議会一般質問で、市報のリニューアルについて及び動画を活用した積極的な情報発信について要望があった。

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

・シティプロモーションの視点から令和元年度より発行している国立新書シリーズは多摩26市において初めての取組である。
・令和3年度時点で、多摩26市全ての自治体において、HPなどでオープンデータを公開している。

(4) 施策の具体的な取組状況

4年度の取組状況	5年度の取組予定
○市報、ホームページ、メール配信、ツイッター、LINE、動画等を活用し、市政に関する情報や市の魅力を市内外に向けて積極的に発信した。 ○国立新書創刊第3号の発行。 ○情報公開条例に基づく情報公開事務、有償刊行物に関する事務等を行う。 ○個人情報保護条例を適切に運用し、請求に応じて個人情報の開示等を行う。 ○オープンデータについて、都のカatalogサイトにて引き続き公開していく。 ○「東京都官民データ活用推進計画」を踏まえ、東京都推奨データに該当するデータのうち、市で既に公開されているデータを中心に適宜公開していく。 ○全職員が個人情報に関する法令や情報セキュリティポリシーを遵守していくとともに、研修、外部監査等を実施し、情報セキュリティ対策の維持・向上に努めていく。 ○個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年4月1日施行の国立市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定した。 ○「国立市DX推進計画」において、「オープンデータの推進」をDX推進に向けた取組として掲げた。	○市報、ホームページ、メール配信、ツイッター、LINE、動画等を活用し、市政に関する情報や市の魅力を市内外に向けて積極的に発信する。 ○国立新書創刊第4号の発行・販売を行う。 ○情報公開条例に基づく情報公開事務、有償刊行物に関する事務等を行う。 ○個人情報保護条例を適切に運用し、請求に応じて個人情報の開示等を行う。 ○オープンデータについて、都のカatalogサイトにて引き続き公開していく。 ○「東京都官民データ活用推進計画」を踏まえ、東京都推奨データに該当するデータのうち、市で既に公開されているデータを中心に適宜公開していく。 ○継続して公開しているオープンデータの更新を行っていく。 ○全職員が個人情報に関する法令や情報セキュリティポリシーを遵守していくとともに、研修、外部監査等を実施し、情報セキュリティ対策の維持・向上に努めていく。 ○令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律の一部改正及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例について、全庁的な周知を図ると共に、適切な個人情報保護の運用に努めていく。

6 4年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

- 市報、ホームページ、メール配信、ツイッター、LINE等の広報媒体を活用し、ターゲットを設定し市の情報や魅力を市内外に向けて積極的に発信した。また、市としてのシティプロモーションの観点から市の事業を効果的にPRし、シビックプライドの醸成に資することから国立新書既刊号の販売及び第3号の作成・発行を行った。
- 情報公開条例に基づく情報公開事務、有償刊行物に関する事務等を行った。
- 個人情報保護条例を適切に運用し、請求に応じて個人情報の開示を行った。
- 情報セキュリティ監査、研修等を実施した。
- オープンデータとして市が保有する公共データを公開した。

○改善余地のある事項・課題等

- 市報等の紙媒体をさらに充実させ、市民の課題解決の手段となるような情報発信を行うと共に、社会における情報通信手段の発展に伴い、市報以外の情報発信手段の充実を図る。
- 情報発信の頻度や情報量を増やすために、業務分担や手順を見直し、効率化する等の検討を行う。
- オープンデータについては、関係課と調整しながら引き続き取り組みを継続していく。
- 公開しているオープンデータを適宜更新していく。

(2) 施策の4年度における総合評価

C	成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
---	--

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 6年度の取組方針

- ホームページの内容を充実し、市の広報その他の情報発信等をより推進できるような仕組みを研究する。
- 災害等の非常時対応として、風水害対応マニュアルに基づく情報発信体制の把握や確認を行う。
- 個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報保護の適切な運用を行う。
- 情報セキュリティポリシーの運営については、セキュリティ監査や研修のほか、情報セキュリティ対策基準の見直しを行う。
- オープンデータについては、引き続き公開及び更新を継続していく。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- ツイッター、LINE等の活用を図り、利用頻度の高い対象者を想定した情報発信の仕組みを構築する。
- 新たな情報発信手段の調査研究を行う。
- 国立新書シリーズ(年1冊、R元～R5年度)の作成及び配布・販売を実施し、本市の取組をシティプロモーションの観点から効果的にPRし、市全体のイメージ向上とシビックプライドの醸成を図る。
- オープンデータの活用を、自治体が抱えている地域課題の解決に繋げることを目指していく。
- 自治体DXの推進に取り組んでいく中で、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進を目指していく。